

Title	馬克相場の安定に関する国際委員会の提案を評す
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎(Takagi, Senjirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1923
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.2, No.1 (1923. 3) ,p.21- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19230318-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

馬克相場の安定に關する國際委員會 の提案を評す

高城仙次郎

目次

- 一、緒言
- 二、國際委員の願觸
- 三、會議の經過
- 四、第一意見書
- 五、第二意見書
- 六、兩意見書の比較
- 七、兩意見書に對する總結的批評
- 八、馬克安定策に對する批評
- 九、政府の態度に對する批評

一、緒言

暴落に暴落を重ね來つた獨逸の通貨「馬克」は本年一月中旬佛國が獨逸の賠償義務不履行を口實として獨逸經濟界の心臓であると言はれてゐるルール地方を占

馬克相場の安定に關する國際委員會の提案を評す

傾した爲めに更に慘落して、邦貨一圓に付一萬馬克以上の相場を現出するに至つた。然し昨年中に於ける馬克の暴落は本年初頭の暴落よりも程度が比較的激しかつた爲め一層人の注意を惹いた。即ち獨貨は昨年七月上旬には米貨一弗に對して尙ほ四百七十馬克の相場を維持して居つたのであるが、八九十の三ヶ月中に左表に示すが如く價値の十分の九を失つたのである。

	七月	八月	九月	十月
第一週	四七〇	七四五	一三七一	二〇六二
第二週	四六五	八〇二	一五二二	二六八一
第三週	四八六	一〇五五	一四三七	三三〇三
第四週	五三二	一五八九	一五七八	四二八八
第五週		一四六六		

斯くの如く千九百二十二年の夏より秋に掛けて馬克が激落したことに就きては、外國人間に獨逸が故意に馬克を暴落せしめたのでは無いか、少くとも伯林政府が爲替相場の安定に對して冷淡なる態度を採り其の成行に任せてゐるのでは無

いかどの疑念を懐く者があつた。馬克相場に關する獨逸政府の誠意が疑はれたことは理由が無いでもなかつた。そは外でも無い。千九百二十一年の五月に決定された賠償金支拂の方法に據れば、獨逸は毎年二十億金貨馬克の定額と同國貨物輸出總額の二割六分に相當する金額とを聯合國に支拂ふ可きであつた。獨逸の貨物輸出額は其當時一ケ年五六十億金貨馬克に見積られてゐたのであるから、賠償年賦金は合計大約三十五億金貨馬克に上る筈である。而して獨逸は千九百二十一年中は規定通りに賠償金を支拂つたのであるが、千九百二十二年に對しては支拂不能を申立てた爲めに、聯合國は獨逸が同年中に支拂ふ可き賠償金をば現金にて七億二千萬金貨馬克、物資にて十四億五千萬金貨馬克に減額した。此の中物納に付きては昨年中は特に面倒なる問題が起ら無かつたのであるが、金納に對しては獨逸は其義務の全部を履行し無かつたのである。現金にて支拂はる可き償金は月賦にて納むる筈であつて、獨逸は七月分までは支拂つたが、八月より十二月分までに對しては再び猶豫を求めて支拂の延期を許されたのであつた。然るに此現金拂償金の支拂が延期された最初の月、即ち八月より馬克相場は却つて急激

に暴落するに至つたのである。従つて、獨逸の政府又は實業家が實際故意に馬克を惨落せしめたか否やと云ふことは別問題として、獨逸官民の誠意が疑はれたのは無理も無い。

事情が斯くの通りであつたから、獨逸政府も傍觀してゐるのは不得策であると考えへたに相違無い。少くとも獨逸は何等かの手段を講じて政府が決して馬克の安定を等閑に附してゐるのでは無いと言ふことを外國に對して證明する必要があつた。此手段として伯林政府が選んだのは外國の専門家に依頼して馬克相場の安定策を講究せしむることである。即ち同政府は米國、英國、露國、瑞西、和蘭及び瑞典の經濟學者及び銀行家合計七名を伯林に招致して馬克安定の方策を研究せしめたのである。

外國の専門家の委員が馬克相場の安定に就きて研究したのは是れが始めでは無い。ブラッセル及びゼノア等に於て諸外國の専門家が此問題を議したことがある。然し此等の會議は聯合國の招集したものであつて、獨逸自身が馬克の安定に就きて國際委員會を開きたるは右の伯林會議が始めである。又、或る國が其國

の重要問題を討議せしむる爲めに國際委員會を招集したる先例がある。米國は會てパナマ運河の開鑿を決定する前に土木技師の國際委員會を開催したことがある。然しながら、此委員會には米國の技師も加つたのであつた。然るに伯林の馬克安定委員會には獨逸政府の當局者並に同國の専門家が出席して意見を開陳したが、獨逸人は一人も委員としては會議に参加しなかつたのである。支那に於て外國の顧問が同國の諸種重要問題に就きて審議し、暹羅が外國の法律家會議に法典の調査を依頼したことはあるが、歐洲の一大強國が自國の通貨問題に關して外國の専門家のみに研究を委ねたるは此回の伯林會議が始めてである。

尙ほ此國際委員が伯林に招集されたのは恰度賠償委員が獨逸の經濟財政事情を實地に就きて調査する爲めに同委員會の常設地である巴里より獨逸の首府に乗込んで來て同國政府の當局者と會商しつゝある際であつた。伯林政府が故らに賠償委員會の滞在中に國際委員を招聘して同會の委員に好感を與へんと欲したか否かは別問題として、此兩委員會が同時に伯林に開かれることが獨逸に取りて不利で無いと看做したに相違ないと思はれる。

二、國際委員の顔觸

馬克相場の安定策を討議する爲めに伯林政府より招聘せられたる歐米専門家の國籍並に氏名は左の如くである。

英國 ブランド氏 (R. H. Brand)

同 キーンズ教授 (Professor J. M. Keynes)

瑞典 カツセル教授 (Professor G. Cassel)

瑞西 デュブア氏 (Dubois)

米國 シエンクス教授 (Professor J. Jenks)

和蘭 フイセリング氏 (Vissering)

露國 カメンカ氏 (B. Kamenka)

此の七名の外國委員中ブランド氏は倫敦のラザード兄弟商會の社員であつて、ゼノア會議中財政委員會に於ける英國の一代表者であつた。次に同じく英國のキーンズ教授は巴里媾和會議にて政府顧問として英國の委員を助けたが、獨逸に

課せられんとしてゐた構和條件が酷に失するとの意見が容れられ無かつたので、會議終了前に辭職し、其後著述並に論文にて自己の主張を發表し來つた人である。同氏はケンブリッヂ大學の經濟學教授であつて、金融事情の研究者として夙に名を成せる人で、且つ獨逸の償金問題を研究せる歐洲人中最も有名なる學者である。同時に氏は英國に於ける親獨派の代表者として目されてゐる。

カツセル氏はストックホルム大學の經濟學教授で、瑞典の最も有名なる經濟學者である。氏は歐洲の通貨問題に精通せる人であつて、國際聯盟より數回戰後の通貨並に爲替問題に關して意見を徵されたことがある。デュブア氏は瑞西の銀行協會の會長であつて、氏も亦ゼノア會議に列した人である。又ジエンクス氏は米國紐育市に在る紐育大學の教授であつて、米國學界の一長老である。氏は曾て支那政府より顧問として招聘せられたことがあつた關係等よりして外國にては相當に知られてゐる。次にフイセリング氏は和蘭中央銀行の總裁であつて、金融問題に關する一國際的權威である。最後にカメンカ氏はアソフ・ドン銀行の頭取であつて、且つ佛國の北陸銀行其他の重役を兼ねてゐる。

三、會議の經過

七名の國際委員の中カメンカ氏は十月中に伯林滯在中であつたから、獨逸政府は直接同氏に交渉したが、他の六名、即ち英國のブランド氏並にキーンズ教授、瑞典のカッセル教授、瑞西のデュブア氏、米國のジエンクス教授(當時埃京維也納滯在中)及び和蘭のフィセリング氏に對しては昨年十月十六日に各當該國の獨逸大使館又は公使館を通じて招聘したのである。此交渉を受けた七名は全部快諾したので、十一月二日に委員會の最初の會合を催すことに定めた。然るにデュブア、カメンカ及びフィセリングの三氏は同日前既に伯林に居つたので開會期日前に非公式に獨逸の専門家と會見を試みたが、正式の發會は矢張り豫定通り十一月二日に行はれた。同日は獨逸の總理大臣ザルト氏自身會議に臨みて左の如く一場の演説を試みた。

「獨逸政府が招請したる方々が一人も殘らず快諾されてお出下つたことは獨逸通貨の安定問題に就きて外國専門家諸氏の御意見を伺ふことに定めたのが

當を得て居つたことを證明するものだと思ひます。勿論吾々自身も如何にしたならば馬克を安定せしむるを得るかに就きましては充分に調査したのでありまして、殊に馬克が益々暴落し獨逸のみならず獨逸と商業上の取引を爲さねばならぬ諸外國の經濟に對して愈々多大の打撃を與ふるに従ひて一層慎重に其研究を行つたのであります。

此問題に付きましては獨逸には次の様な意見を有つて居る者もあるのであります。即ち二個の條件が満たされるか、或は少くとも近き將來に於て此條件が満たれ無い以上は、馬克を安定せんとするの試みは失敗に終つて何等永久的の効果を齎らさ無いであらうと云ふのであります。此二個の條件と申すのは國庫歳出入の均衡と對外的受入勘定と支拂勘定の平衡とであります。目下の如く貨物の輸入が著しく輸出に超過するのみならず、此支拂勘定の超過以外に種々の原因からして他に支拂勘定が生じ益々其超過額が増加してゐる限り、馬克安定の試みは尙早であると云ふのであります。然しながら不幸にして此兩條件を満たすには先づ馬克の相場を安定せしむることを重要な一前提とし

なければならぬ。斯くの如く原因と結果とが相錯綜して居りますが爲めに、一刀兩斷の策を採りて、永久的で無くとも假りに一時的に先づ馬克相場を一定せしめ夫れ以下に低落することを防ぐ可しと唱へる者を生ずるに至つたのであります。此馬克の安定は急速に斷行する必要がある。何故となれば、若し目下の馬克暴落を其の成行に任かせて置けば、獨逸の國民經濟は全然崩壊して終ふに相違無いと云ふのであります。夫れが爲めに馬克相場の安定は獨逸政府の經濟政策の核心となつたのであります。

斯くの如き事情でありますので、獨逸政府は外國が如何に此問題を觀てゐるかを知り度いと云ふ希望を有するに至りましたので、茲に専門家諸氏の御來伯を煩はした次第であります。セノア會議殊に専門家の委員會は既に此問題を綿密に研究し立派な意見を發表せられて居られますが、其の中の一節丈けを茲に引用すれば足りると思ふのであります。即ち専門家委員會は次の如き意見を公表されたのであります。

「若し或國の對外債務が其國の支拂能力に超過し且つ其國が外債を募集す

ること能はずとすれば、對外債務を履行せんとする努力は諸外國の市場を擾亂するのみならず、債務國の通貨を益々低落せしめ、爲替相場の安定に對して何等かの方策を講ずることを全然不可能ならしむるに相違ない。

此意見は或る特定の國の事情に關して與へられたものでなくして何れの國に對しても適用さる可きものとして發表せられたのであります。然し今や獨逸が論題になつてゐるのでありますから、諸君が獨逸の爲替に對する關係上より此問題を研究されて次の諸點に關する御意見を御提示にならんことを切望致す次第であります。

一、現在の事情の下に於て馬克を安定せしむることを得るや。

二、若し不可能でありとするならば、馬克安定の爲めには如何なる條件が先づ滿さるゝことを必要とするや。

三、此の條件が滿さるゝや否や馬克安定に對して如何なる手段を採る可きか。

是れが即ち獨逸政府の解決して頂き度いと考へてゐる問題であります。そ

して之に關する御調査及び御協議は諸君の御隨意通りに遂げて頂きたい。

又、外交上の利害關係を離れて且つ諸君の國籍又は諸君の代表せらるゝ事業界の爲めに拘束せらるゝことなく、全く獨立獨歩の個人としての御意見を拜聽致したいのであります。従つて會議は諸君丈けで開きて頂いたのであります。若し御判斷に對する正確なる根底を得んが爲めに、種々の事情、例へば獨逸の歳計豫算、輸出入の關係、對外的支拂及び受入勘定等に就きて特に確めたいと思はれることがあるならば、諸官省又は學界及び實業界の専門家の意見を求めて頂きたいのであります。』

以上獨逸の首相ツイルト氏の述べた所に従ひて國際委員會は全然獨逸の専門家を交へずに組織し、和蘭銀行の總裁フィセリング氏を會長に互選し、十一月二日より八日迄一週間會議を續行した。其の間に十數名の政府當局者並に實業家を招致して意見を徴したのである。然るに國際委員の一部分は七日に伯林を去らなければならなかつたにも拘らず、其時まで委員の全部が同意せる意見書を作ることが不可能であつたから、内容の異なる意見書を二通作り、一通はブランド、

カッセル、ジエンクス及びキーンスの四氏之に署名し、他の一通にはフイセリング、デュ
プア及びカメンカの三氏之に署名した。本稿にては前者を第一意見書と名け、後
者を第二意見書と稱することに定める。此兩意見書が獨逸政府に提出せられた
後、國際委員會は九日に首相が出席して閉會の辭を述べて正式に終了を告げた。

四、第一意見書

國際委員中のブランド、カッセル、ジエンクス及びキーンスの四氏の署名せる第一
意見書は全部英文にて認められた箇條書になつてゐる。全篇は(一)及び(二)に分割して
あつて、各其の大意は次の如くである。

(一) 馬克の安定に就きて

一、獨逸の馬克を急速に安定せしむるは非常に必要なことであつて、獨逸を破
滅の脅威より救ふ一重要條件である。馬克の安定は獨逸の債權國に對して
も亦必要である。債權國が下文に指示せる諸點を讓歩すれば、馬克の安定は
出来る。然し其安定は主として獨逸自身の努力及び資力と政府の斷乎たる

決心とに依りて行はれねばならぬ。此際外國の援助を主たる基礎として馬克を安定せしめんとするは徒勞に屬する。

二、現在の狀態の下に於て馬克を安定せしむることを得るやとの質問に對しては、我々は「否」と答へる。其安定不可能の一原因は國內の事情、殊に戰時中並に戰後に於て獨逸政府の採りたる財政々策の結果であつて、第二の原因は對外國關係、殊にベルサイユ條約の課したる負擔に外ならない。

三、獨逸がベルサイユ條約に基く對外債務の履行を或期間猶豫されない限り、馬克を安定せんとする企ては總て失敗に終るであらう。債務の履行は通貨を更に膨脹せしめずして、國庫の剩餘金を以て實行し得るまで開始してはならぬ。此猶豫期間は少くとも二ケ年に定めなければならぬと思ふ。此支拂延期は金納のみならず物納にも適用さる可きである。

四、馬克安定の計畫は、償金問題が獨逸の實行可能を目標として速かに解決せらるゝまでは、總て一時的効力を有するに過ぎ無いと看做さなければならぬ。然しながら、縱令暫時と雖も成行に任せるのは危険であるから、必要の場合に

は償金問題の斷定的解決以前にても馬克の安定を試む可きであると思ふ。

五、馬克安定策の効果は外債よりは寧ろ獨逸國內に於ける産業の復活並に財政の改善と償金問題の近き將來に於ける解決に依つて始めて生じ得るのである。然しながら國際金融團の援助を得ることも獨逸の信用を高める上に於て大なる効果があらうと思はれる。而かも我々は、償金問題が合理的に解決されるまでは、國際金融團より少規模の融通を受け得るに過ぎないことを明かにして置きたい。償金支拂の猶豫期間が終つた時に於ける状態に就きて保證が與へられ無い限り、外國より多額の借入を爲すことは不可能である。

六、馬克の安定は結局國庫收入の平衡に依らなければならぬ。同時に馬克を安定せしむることが夫れ自身歳出入均衡の一必要條件である。獨逸大藏省の當局者より聴取したる所に據れば、若し馬克が安定され且つ巨額に上る現在の臨時歳出が除かれるとすれば、日ならずして國庫の收支を平均せしむることが出来ることである。我々は此意見の正確なることを疑ふ理由

を見ない。

政府の經費を極度に節約し且つ税法を出來得る限り厲行することを絶対に必要とする。官業の擴張費は損益勘定に組入れずして長期の内國債を以て支辨す可きである。然しながら、短期借入の増加を絶対に禁止する必要もなければ又禁止することも出來ない。馬克が安定しさえすれば、暫くの間は一時的の缺損を補ふ丈けの短期借入を許すも差支あるまい。

七、我々は大規模の外債を募集せずして馬克を安定せしむることに對する反對意見が輸入超過に關する悲觀的斷定に基いてゐることを發見した。然しながら、目下の状態では統計的に正確なる判斷を下すの材料を缺いてゐる。我々に數々の統計が提示せられたが、我々は此等の統計が信憑するに足るものであるか否やに就きて疑問を有してゐる。獨逸の輸入超過は實際左程多額に上つてゐない。従つて輸出入の關係は馬克安定の一大障礙物であるとは思へない。

然しながら、馬克安定策の實行を危くせしめざる爲めに、奢侈品に輸入税を

課する自由と自國の輸出に對して最惠國の待遇を要求するの權利とを獨逸に返し與へねばならぬ。馬克が安定され、諸外國の市場に於ける獨逸の競争が益々平調的になれば、他國も目下獨逸に對して加へつゝある制裁を解くに容ならざるに至るであらう。

八、以上の事情を根據として我々の提示する條件が容れらるれば、馬克の相場は獨逸自身の努力に依りて安定せしめ得るものであると斷定する。否な夫れのみには止らない。二三の必要條件が既に存在してゐる。此二三の條件とは例へば多額の正貨準備、金融の逼迫、馬克相場の低落率と通貨膨脹並に物價騰貴率との開き等であつて、此等の事情は爲替相場の調節を異常に易くなすものである。一弗に付三千五百紙幣馬克の割合を以て換算すれば、獨逸中央銀行の保有せる金の價值は流通紙幣の價值の約二倍に相當する。斯くの如き状態は未曾有のことである。何れの國の通貨も未だ曾て斯くの如き多額の引換準備を備へながら崩壊した例が他にない。

九、馬克を安定するには馬克の相場を低く定めなければなるまい。尤も夫れ

が目下の相場よりも若干高くとも差支はなからう。最近馬克が暴落したのは主として馬克に對する信用が地に墜ちた爲めであるから、若し我々の提示したる手段を採れば、直ちに馬克の相場は大に恢復するかも知れない。此意見書起草の際に於ける状態一弗に付七千馬克の下に於ては一弗に付三千乃至三千五百馬克の割合にて馬克を安定せしむるを得策とすると思ふ。

(一) 馬克安定策の骨子

一、二ヶ年間ベルサイユ條約に基く支拂の猶豫に對する交換條件として、獨逸政府は次に掲ぐる保證を賠償委員會に與ふ可きである。

(a) 獨逸中央銀行の組織内の一課として獨立の爲替調節委員會を設け、中央銀行は正貨準備の中相當の金額をば此委員會に提供す可きこと。

(b) 此委員會の任意に利用し得る正貨準備の有る限り、爲替委員會は弗に對する一定の率を以て馬克紙幣を購入す可きこと。但し其率は此意見書の前半に略述したる原則に依りて定む可きこと。

(c) 短期借入金金の總額は一定金額を超ゆ可からざること。夫れ以上に財

源を要する場合には長期公債を募集すること。

右の條件に對しては賠償委員會の許可なくして何等の變更を加へざること。

尙ほ爲替委員會の保管資金に對しては賠償委員會も獨逸政府も何等の干渉を加へざることとする。

二、以上の條件に對して賠償委員會の同意を得たならば、次に列舉せる手段を採る可きである。

(a) 國際金融團の組織を要請して其の協力と支持を受くること。

(b) 相當の擔保を提供して時々此國際金融團より融通を受け、夫れに依りて補充したる爲替委員會の正貨準備を引當てに必要に應じて外國通貨の準備金を置くこと。

(c) 爲替取引に對する制限を全部廢止し、爲替並に外國有價證券の賣買を全然自由にすること。

三、爲替委員會は(金爲替本位制の原則に基き)一定の率にて請求者のある際

馬克相場の安定に關する國際委員會の提案を評す

には外國爲替をば紙幣馬克を以て賣買す可きこと。此場合には買價に對する賣價の上翰は百分の五を超へざる可きこと。

四、中央銀行の公定歩合を引上げ、馬克の安定が強固になるまで高率を維持すること。但し普通の商取引に對しては確實なる擔保の在る限り何等の制限なくして此率を以て割引及び貸付を行ふ可きこと。

五、獨逸國民の所有に屬する在外遊金をば國民の信用を博するに足る條件を以て出來得る限り、外國通貨準備金に集中する爲めに、

(a) 爲替委員會は外國通貨、外國銀行預金等と交換に一ケ年又は二ケ年後に償還さる可き相當の利子を附したる金貨公債をば中央銀行の保證附にて發行すること。

(b) 爲替委員會は外國爲替を現物にて買入れ、各其期限に相當する價格を以て先物として賣却すること。

六、獨逸の商取引が平調に復するに従ひて必要となる通貨の増發は次の方法に依ること。

(a) 中央銀行の商業手形割引又は商人に對する貸付に依りて行ふこと。

(b) 爲替委員は(甲)外國通貨の提供に對して、(乙)國庫收支の平衡を實現せしめ得るまでの過渡時代に歳入の不足を補ふ爲めに新たに發行したる大藏省證券の提供に對して出來得る限り少額に且つ六ヶ月を超へざる期限にて馬克紙幣を發行すること。

以上は國際委員中の四名が提出したる所謂第一意見書の大要であるが、次に他の委員の署名せる第二意見書の梗概を紹介することとする。

五、第二意見書

フイセリング、デュブア及びカメンカの三氏が署名して、獨逸政府に提出した第二意見書は第一意見書と少しく體裁を異にして居つて、獨逸首相が國際委員に提示したる三個の質疑に對する答辯として作製したものであるから、同意見書は自ら三段に區分されてゐる。尙ほ第一問並に第二問に對する答申は佛文にて、第三問に對する答申は獨文にて書いてあるが、各答申の大意は次の如くである。

第一問

問、現在の状態の下に於て馬克を安定せしむることを得るや。

答、

一、主として歳入の不足と官業の缺損とに基く不換紙幣の膨脹を制禦せざる間は、

二、輸入超過、資本の海外流出、獨逸國內に於ける馬克に對する不信用、並に賠償義務の爲めに對外的支拂勘定が受入勘定に超過する間は、

馬克を永久的に安定せしむることは不可能である。

第二問

問、若し不可能であるとするならば、馬克安定の爲めには如何なる條件が先づ満たさるゝことを必要とするや。

答、此質問に對する答は第一問に對する答申中に含まれてゐるが、尙ほ左の如く敷衍する。

一、馬克安定策を有効的たらしむるには政府の政策に基く不換紙幣膨脹の原

因を除かねばならぬ。換言すれば、歳計豫算の均衡を計り、實際の支出は出来る限り緊縮せる歳出見積の範圍を超えしめず、若し國庫の收入が支出を補ふに足らざれば、新財源を求め、官業擴張の經費は收支豫算に計上することを避けるか或は國情が許すに至るまで全然其擴張を延期し、且つ經常歳入の剩餘金を以て決済し得る金額以上に賠償金の支拂見積額をば臨時歳出豫算に計上せざることに定めなければならぬ。

右の目的を達するには、政費を出來得る限り節減し、官吏及び官業従業者を減員する以外に、食糧品の分配に對する政府の直接並に間接の補助金を漸次廢止しなければならぬ。

二、對外支拂及び受入勘定の平衡に就きては不幸にして的確なる研究資料がないのみならず、貨物輸出入の差額に關しても正確なる統計を得られ無い。只、支拂勘定が受入勘定に遙かに超過してゐる如く見えると言ひ得るに過ぎ無い。

支拂勘定が受入勘定に超過してゐるのは次の原因に基いてゐる。

(a) 貨物輸出の減退

貨物輸出減退の原因は内的と外的原因とに分つことが出来る。内的原因としては勞働狀態の惡化に基く生産力の減退を擧げ得る。次に主なる外的原因は獨逸商品に對して諸外國が加へつゝある制限に之を求むることが出来る。

(b) 貨物輸入の激増

馬克の暴落は獨逸人自身をして馬克を信用せざるに至らしめた。夫れが爲め獨逸人は貯蓄心を失ひ、享樂又は物品の貯藏を目的として金錢を濫費する傾向がある。

(c) 資本の海外流出

資本の流出が幾何に上つてゐるかを知ることが出来ないが、馬克が安定されるれば、資本流出の一原因が除去される。又、財産及び所得に課せらるゝ税の率が或る限度を超ゆれば、資本の流出を阻止すること不可能である。

(d) 賠償金の支拂

對外債務と債權とが平均するまで償金の支拂が中止されなければ、馬克安定の企劃は總て無効に了ると思はれる。

之を要するに馬克安定の一條件は獨逸の對外支拂勘定が受入勘定に超過せざることであるから、以上列擧したる支拂勘定超過の諸原因が除去されることを必要とする。

第三問

問、馬克安定の準備條件が満たされたとすれば、次に如何なる手段を講ず可きか。

答、以上列擧したる條件が満たされたる場合には、或は又纏て満たされんとし、てゐる時には、次の手段を採る可きである。

一、新本位貨幣

紙幣馬克は價值の標準としての性質を全く失つたから、新たに價值の標準を制定する必要がある。此新標準としては、國富が減退してゐるから、現行の金貨馬克を廢し、換算を容易ならしむる爲め、英貨「磅」又は米價「弗」の一分數、例へ

ば一磅の四十分の一即ち半志若しくは一弗の十分の一を選び、之を一金貨馬克と稱すること。

二、貨幣銀行

馬克の安定を主管せしむる爲めに法人の性質、例へば株式會社の形式を備へたる獨立の機關を設け、之を貨幣銀行と稱すること。

其の資本金は一億金貨馬克とし、獨逸中央銀行は金にて其の全部を拂込む可きこと。

其設立は多少の時日を要す可きに依り、夫れまでは大藏省、外國債權者及び獨逸中央銀行の代表者より成る委員會を組織し、此委員會に馬克の安定を委任すること。(以下貨幣銀行に就きて云々する際には此委員會を意味する。)

三、外債

馬克の安定は多額の外資、例へば従前の本位にて五億金貨馬克位の外資借入に依りて始めて實現し得る。此借入は外國銀行の引受の形式を以て行はる可きである。貨幣銀行は此引受高に對し必要に應じて手形を發行し、此手

形を以て爲替手形を購入すること。

四、馬克安定の準備條件

馬克の安定は左の條件が満たされたる上にて始めて實現され得可きものであることを茲に繰返すのは徒勞ではあるまい。

(a) 國庫歳出入の均衡

(b) 貨物の輸出超過、少くとも輸出入の平衡

(c) 對外支拂勘定と受入勘定との均衡

(a) 租税の増徴に依りて歳出入の均衡を圖ることは不可能であるから、歳出を輕減しなければならぬ。先づ第一に鐵道、郵便、電信、電話の缺損を一掃せざるを得ない。換言すれば、官業收入は其の支出を補ふに足るのみならずして、相當の減價消却並に投下資本の利拂に充つ可き剩餘を生せしめなければならぬ。次に物價を變調にならしむる食料品監理の補助金を出來得る丈に速かに廢止するを要する。最後に官吏の減員を行はねばならぬ。

(b) 貨物の輸出超過を現出せしむる爲めには生産技術の改善、勞働能率の向

上並に或る場合には勞働時間の延長に依らなければならぬ。

(c) 賠償金は獨逸が國庫の剩餘金を以て支拂ふことを得るに至るまでは其支拂を強制してはならない。若し強制すれば、政府は新たに大藏省證券を發行し、不換紙幣の流通は夫れが爲めに膨脹するから、馬克を安定することは不可能になる。

五、馬克の豫備的安定

以上列擧したる條件が近き將來に於て満たさるゝの見込が立つに至つたならば、馬克の豫備的安定を試むるを得る。此第一次的安定に對しては次の手段を採る可きである。

馬克の安定を主管す可き貨幣銀行又は馬克安定委員會は總ての障礙に反抗し得るに足る資力を有す可きであるから、同銀行は

(一) 外國銀行の引受高

(二) 中央銀行の保有に係る金の中にて事情の許す範圍内に於ける最高額

に對する處分權を與へられねばならぬ。

同銀行は此多額の流動資金を以て馬克債權並に市場に流通せる馬克紙幣を購入す可きである。

右の方法に依りて馬克の相場を著しく恢復せしむることを得れば、次の如き利益がある。

(a) 馬克の暴落を防止することが出来る。

(b) 馬克の相場を引上げ馬克債權の實價をば恢復せしむることを得る。

(c) 馬克をば高き相場を以て安定せしむればせしむるに従ひて、現在の紙幣流通額は速かに金融上の需用を満たし得るに至るであらう。

又、一方に於ては

(a) 賃銀が此馬克の新相場を標準として調節せらるゝには多少の時日を要する。

(b) 物價は餘程下落する。

六、一時的安定の時機

馬克相場の安定に關する國際委員會の提案を評す

斯くの如き利益があるのであるから、上述の準備條件が近き將來に於て満たさるゝの見込があるならば、直ちに馬克の一時的安定を試む可きである。

七、引換銀行

馬克相場が相當の點まで騰貴したならば、有ゆる方法に依りて此相場を維持することを努めなければならぬ。若し馬克が夫れより騰貴すれば、馬克紙幣を以て外國爲替を購入し、馬克相場が夫れより低落せんとするの傾向あるときは馬克紙幣を購入す可きである。此事務を取扱はしむるには引換銀行を設立するを良策とする。

八、對立本位

窮極の目的は金貨本位の實施であるが、過渡期を必要とするならば、一時従前の如く紙幣馬克を流通せしめ置き、同時に金貨馬克を計算の標準と定めるを妨げ無い。

九、最後の安定

馬克の一時的安定を實現せしむることを得たならば、次には如何にして尙

は流通せる不換紙幣をば兌換券又は其の代表物と交換することを得るかゝ問題となる。此引換が完了した曉には貨幣銀行は廢止せられ、中央銀行は茲に再び銀行券發行並に平準相場維持を主管するに至るのである。

十、短期借入

或る一定の過渡期には政府の短期債務の増加を全然禁止することは不可能であるから、馬克の安定が好影響を及ぼすに至るまでは一定の範圍内に於て政府が短期借入を行ふことを許さる可きである。

.....

馬克の安定に必要な方策は直ちに之を實行す可きである。然らずんば馬克を安定せしむることが出來無くなる虞れがある。

右は第二意見書の要點であるが、是れより進んで此意見書と前項に紹介した第一意見書との比較を試みたいと思ふ。

六、兩意見書の比較

以上各其の要點を紹介したる國際委員の兩意見書の内容を比較するに、獨逸首相の提示せる第一問に對する答申は兩者共に全然一致してゐる。即ち現在の狀態の下に於て馬克を安定せしめ得るやとの問に對して兩意見書には其の不可能なることを斷言してゐるのである。

次に第二問即ち馬克を安定せしむるには先づ如何なる條件を満たすことを必要とするやとの問に對する答申に就きて觀るも兩者は略ぼ一致してゐるを發見する。即ち兩者共に行政費並に官業經費の節約及び産業の恢復が馬克の安定に對して絶體に必要なことを高調し、同時に償金問題の解決も亦馬克安定の缺く可からざる準備條件なることを指摘せる點に於て一致してゐる。只、第一意見書に於ては税法の勵行を懲懲せるも第二意見書に於ては此點に重きを置かず、且つ兩者共に償金支拂の猶豫を一必要條件としてゐる點に於て一致してゐるが、第一意見書にては其猶豫期間を少くとも二ケ年位に定む可きことを提唱してゐるに反し、第二意見書は特に期限を提示しない等の相違がある。尙ほ此の外微細の點に於ては兩者間に一致せざることも尠くないが、第二問に對する兩意見書間の

主なる一致點と不一致點は上述の如くであつて兩者は大體に於て符合してゐると看做し得ないでも無い。

第一問並に第二問に對する答申に就きては兩意見書間には斯くの如く左程の逕庭が無いのであるが、第三問、即ち馬克安定の方策に關する意見に就きては兩者間に著しき相違を觀るのである。勿論兩者が全然相容れ無い説を載せてゐるのでは無い。先づ第一に最後の成功は別として事態が重大であるから、馬克の安定に對して直ちに何等かの手段を講ずることを主張せる點に於て兩者共に一致してゐる。又、此馬克の安定に必要な種々の施設を主管せしむる爲めに一機關を設け、之に中央銀行保有の正貨の一部分を交附し、且つ外國より若干の借入を爲して、此兩資金を以て外國爲替を賣買せしめ、馬克の相場を維持す可きことを提案せるは兩意見書共に同一である。然しながら、左の重要な諸點に於て兩者間に大なる意見の杆格がある。

一、第一意見書にては現行の貨幣制度に對して何等根本的の改正を加へずして、單に不換紙幣の膨脹を阻止し、夫れに依りて馬克相場の恢復を圖る可きことを

提案してゐる。此馬克相場引上の手初として先づ市場の爲替相場の約五割を標準として馬克の安定を試む可きである。例へば米貨一弗に對し獨貨七千馬克とすれば、三千乃至三千五百馬克を公定相場として外國爲替を或は買入れ或は賣出し、以て馬克の變動を防ぐ可きであると提案してゐる。

之に反して第二意見書の提案は現行の金貨馬克を廢止し、夫の代りに外國貨幣に對する換算を容易ならしめんが爲め、米貨「弗」又は英貨「磅」の一分數、例へば一弗の十分の一又は一磅の四十分の一に相當する金の量目を以て一金貨馬克とす可しと云ふに在る。尤も已を得ずんば、現在流通せる紙幣は其儘とし、新たに制定したる金貨馬克を取引の標準として用ゐさずも宜しいと云ふのである。

二、第一意見書及び第二意見書にては共に馬克安定の爲めに外國銀行の援助を受くるの必要を認めてゐるが、前者は償金の支拂が或る期間内猶豫せらるゝのみならず、償金問題が根本的に解決せられて、此支拂猶豫期が経過したる後に、獨逸の負擔す可き償賠金が幾何に上るか、明瞭になるまでは、外國の銀行家が多額の資金を獨逸に融通す可きことは絶望であるから、伯林政府は先づ獨力を以て馬克

安定に向つて一步を進む可きことを主張せるに反し、第二意見書は外國銀行より資金の融通を受くるにあらざれば、馬克の安定は絶望であると論じてゐるのみならず、更に進んで其借入金額は現行の本位にて五億金貨馬克位が宜しからうとまで暗示してゐる。要するに第一意見書にては償金問題の根本的解決を主とし、外債を従とせるに反し、第二意見書にては外債を主とし、償金問題の根本的解決を聊か輕視せるかの觀がある。

三、第一意見書には獨逸中央銀行の割引歩合の引上を主張してゐるが、第二意見書に於ては特に之に關する意見を載せてゐない。

四、第一意見書にては獨逸國民の所有に係る對外債權をば内債の募集に依りて動員し馬克安定資金を充實することを提案してゐるが、第二意見書にては官業擴張費を調達する爲めに内債を募集す可きことを唱へてゐるに過ぎ無い。

七、兩意見書に對する總括的批評

前項に於ては國際委員會の兩意見書の比較を試み各其の内容を明かにしたの

であるから、是れより進んで兩意見書に批評を加へたいのであるが、茲には先づ總括的批評を試みることにする。

獨逸首相が國際委員に解決を諮つた第一問、即ち現状の儘にて馬克の安定を實現せしむることを得るやとの間に對しては此意見書共に簡單明瞭に其の不可能なるを答申してゐる。此答申に對しては何人も異論があるまい。馬克が慘落したのは相當の原因があつ爲めであるから、其原因を除去し無ければ、馬克の安定を圖ることの出來ないのは噉々するの必要を見ない。此問題の提出其物が既に無益であつたのである。

然らば第二問、即ち馬克の安定には如何なる準備を要するやとの質問に對する答申は如何と云ふに、吾人は全く失望してゐると言はなければならぬ。暴落に次ぐに暴落を以てしてゐる馬克の相場を安定せしむるには勿論其暴落の根本原因を除かねばならぬ。而して其原因を除くには先づ如何なる事情が其暴落の眞因であるかを確むる必要のあるのは贅言を俟たずして明かである。然るに國際委員は馬克安定策を講ずるに最も必要なる此問題の解決を遂げてゐない。少く

とも兩意見書の孰れにも委員が馬克暴落の眞因を綿密に研究したことが現はれてゐない。兩意見書の文面に據れば、國際委員は財政困難、官業の缺損、輸入超過、債金の支拂等をば馬克暴落の主なる原因と看做してゐるやうであるが、此等の原因に就きて徹底的に調査した形跡が無い。成程財政の困難、官業の缺損、輸入超過、債金の支拂等は之を馬克暴落の原因中に數ふことを妨げ無い。然しながら此等の事情は馬克相場崩壞の根本原因では無いのである。例へば財政に就きて觀るに獨逸中央政府の歳入は歳入に超過してゐる爲め、歳入の不足を補ふ目的を以て戰後多額の大藏省證券を發行し來つた。此大藏省證券の少なからざる部分は中央銀行に依りて割引され、中央銀行は夫れに對して不換紙幣を發行した爲めに通貨が膨脹し且つ其膨脹が尙ほ將來にも繼續せられるならんとの危懼を懷く者が多い結果として、馬克が慘落し來つたのである。従つて財政困難は馬克暴落の一原因と看做し得られないことも無いが、然らば何故に獨逸の財政が斯くの如き状態に陥つたのであるかと言ふに、其の二大原因は冗費の多きこと、脱税が盛んに行はれてゐること、に外なら無い。獨逸政府の當局者が之を知らざる道理が

あり得無い。然るに政府は政費の節約並に税法の勵行を斷行しない。政府が思切つて冗員を淘汰し現行税法を嚴重に施行すれば、國庫收入の均衡を圖るのは困難なことでは無いのである。然るに政府は未だ此方面に向つて斷乎たる處置を採つてゐない。吾人は獨逸政府が故意に財政状態を惡化せしめつゝありと言ふ者でも無ければ、又夫れを信する理由も持た無いのである。然しながら伯林政府が財政状態を改善せしむるの強き意志を持つてゐないこと丈けは事實であると思へる。従つて馬克暴落の一原因は獨逸政府が財政状態を改善して通貨の膨脹を阻止せんとするの強固なる意志を有してゐないことに之を求めねばならぬ。

次に官業の缺損に就きて言ふも亦同様である。此官業缺損の二大原因は料金の比較的低きこと、擴張費を損益勘定に計上してゐること、之を求めねばならぬ。従つて料金を相當の點まで引上げ且つ擴張費をば損益勘定より分離すれば、縱令多額の純益を擧げ得ないまでも、缺損を一掃し得る筈である。此事も當局者に知られてゐない譯が無いのである。尤も此方面には當局者が相當の努力を爲してゐるやうにも見受けられるが、未だ充分で無い。従つて官業會計の改善に就

きても當局者の決心が矢張り足りないと言ひ得る。

更に又政府の發表せる貿易の統計に據れば、貨物の輸入總額が遙かに輸出總額に超過してゐる。然しながら此貿易統計が果して正確であるか否やは何人と雖も判断し得無いのである。國際委員の兩意見書共に此統計の信憑するに足らざるものなることを指摘してゐる。恐らく獨逸人と雖も自國の貿易統計に信を置いてゐないであらう。政府は貨物輸出入の統計の不正確なることを、少くとも夫れが不正確であると認められてゐることを知悉してゐる。然るに此統計の根本的改良が試みられてゐない。従つて伯林政府は貨物輸出入の實際の状態を知られることを厭ふてゐるのであると言はれても辯解の辭に窮するであらう。

上述の如く政府の統計に據れば、獨逸の貿易は逆潮になつてゐる。然しながら、假りに政府の統計其物に何等の誤算なしとするも、獨逸には多額の密輸出入が行はれてゐるのであるから、政府の統計のみに依りては實際獨逸の貿易は輸入超過になつてゐるか或は又輸出超過を呈してゐるかを知るに由が無い。獨逸の物價は馬克暴落の關係上割安になつてゐるのであるから、此見地より抽象的に判断す

れば、獨逸の貨物輸出は輸入に超過してゐるかも知れ無いと言ひ得るのである。然しながら此抽象的斷定が果して事實と一致してゐるか否やは容易に妄斷することを許さ無い。伯林政府は宜敷世人殊に外國人が是認する方法を以て貨物の輸出入額を出來得る限り正確に算定發表して一般人士の懐いてゐる疑念を一掃するに努む可きである。

最後に償金の支拂が何故に馬克暴落の一原因と看做し得るのであるか。償金は一部分現金にて一部分は貨物にて支拂はれるのである。然し現金と云ふも、正貨では無くして、爲替手形であつて政府が市場にて購入して聯合國に交付するのである。又償金の一部分として聯合國に引渡さるゝ貨物の大半は政府が民間生産業者より買上なければなら無い。縱令政府所有の貨物を引渡すとしても、政府は其の生産費を負擔せねばならぬ。而して若し此等の爲替券及び貨物に對する支拂に租稅收入を充當すれば、別に問題が無いのであるが、租稅收入は普通の政費すらも補ひ得無いのであるから、償金支拂の義務を履行する爲めに大藏省證券を發行しなければならぬ。而かも大藏省證券を増發すれば、通貨は愈々膨脹し馬

克は益々暴落する。是れ即ち償金の支拂が馬克暴落の一原因と看做され得る所以である。従つて若し獨逸國民に償金を支拂ふ餘力なくして、政府は不換紙幣を發行せしめて對聯合國債務を履行しなければならぬとするならば、償金の支拂は馬克暴落の根本原因であると言はねばならぬ。然らば獨逸は果して償金を支拂ふ資力を有してゐないのであるか。

千九百二十一年五月に聯合國が獨逸に課した賠償年賦金は約三十五億金貨馬克であるが、戦後に於ける獨逸の國民所得は、近く出版せる可き拙著「獨逸の償金支拂能力」に於て試みたる推算に大なる誤算なしとすれば、一ヶ年四百億金貨馬克以上に達してゐるのであるから、國民所得の總額に對する償金年額の割合は一割以下に相當するに過ぎ無い。三十五億金貨馬克を今後數十ヶ年に亘りて支拂ふは苦痛には相違あるまいが、國民所得に對する比數より觀て全然不可能と看做すことは出來無い。従つて若し獨逸國民並に政府に對聯合國債務を完全に履行する意志さへあれば、租税を増徴し其收入を以て償金を支拂ふことが出來る筈である。さすれば、馬克紙幣を増發するの必要が無く、通貨も自ら膨脹しないから、馬克も恢

復するに至るのは言ふまでも無いことである。然るに中央政府は償金支拂の爲めに増税を行はずして、上述の如く馬克紙幣の増發に依りて償金の一部分を支出し來つたのである。馬克の暴落するのは當然のことであると云はざるを得無い。之を要するに馬克相場の崩壊したのは獨逸政府に馬克を安定せしむる強き意志を有してゐなかつた爲めである。然らば何故に伯林政府は馬克相場を維持することを欲しなかつたかと言ふに、そは恐らく馬克相場を成行に任かせることが獨逸に取りて有利であると思考した爲めであらう。馬克の低落が獨逸に取りて有利であると看做し得るのは下の理由に基く。即ち馬克が暴落すれば、獨逸の貨物は外國人に取りては安價になり、輸出が増加し國內に於ける産業が刺戟せらるゝ。而かも獨逸の工業が盛んになり、製造品の輸出が激増すれば、歐洲工業界に於ける獨逸の競争國たる英白等は、一大打撃を蒙らざるを得無い。縱令馬克が暴落してゐないとしても、若し獨逸が規定通りに償金を支拂ふとすれば、英白殊に英國の工業は打撃を蒙るに相違ないのである。何故となれば、償金の支拂は現金拂に依るも將た又貨物拂の方法を採るも、結局獨逸よりの貨物の輸出を通じて行はる

ゝものであるからである。即ち獨逸の償金支拂高が多ければ多きに従ひ同國の貨物輸出が増加し、英國の輸出入及び工業は一大脅威を感ずることになる。馬克が假りに其の平價を維持してゐるとしても尙ほ且つ然りである。況して馬克が暴落したのであるから、獨逸が約定通りに償金を支拂ふとすれば、英國は愈々著しき損失を蒙らなければならない。英國に取りては從令償金の分前に對する自己の權利を抛棄しても、獨逸の貨物輸出を激増せしめざる方が有利である。従つて馬克の暴落は英國をして償金の減額若しくは其の支拂延期を提唱せしむるに至るに相違ないといふ人をして思惟せしむるの理由があつた。果せる哉、英國に於ては償金額の決定された年が未だ更らざるに既に獨逸債務を減額若しくは延期するの必要を説く者輩出するに至り、爾來英國は其見地より償金問題の解決を試みることを主張し來つたのである。

獨逸の支拂ふ可き償金の受納者中の最大強國たる英國が其償金の減額並に延期を提唱してゐるのであるから、縱令獨逸に其の全額を支拂ふ能力が充分ありとするも、同國が其全額を拒み若しくは全納の資力を缺けるが如く裝ふのは人情上

當然のことであつて毫も怪むに足ら無い。馬克は是れが爲めに暴落したのであるから、獨逸通貨の慘落に對しては英國も其責任の一半を負はねばならない。

事情が斯くの如くであるから、馬克の相場を恢復せしむるには先づ賠償金問題を解決せなければならぬ。此問題の根本的解決を遂げずして、馬克を安定せんと試みるは木に縁りて魚を求むるの愚に類する。國際委員の兩意見書には償金問題の根本的解決と償金支拂猶豫との必要を説いてゐる。然し償金問題を如何に解決す可きかに就きては明確なる提案を載せてゐない。然し天れが最も重要な問題である。又償金支拂の猶豫は償金問題、従つて馬克安定問題の解決でなくして其の延期である。馬克を安定せんと欲するならば、償金問題を直ちに根本的に解決するより外に方法がない。而して此償金問題を根本的に解決する一方策は千九百二十一年に決定された通りに獨逸に償金を支拂はしむるに在るも、英國が夫れに反對してゐるのであるから、之を實行することが出來無い。他の一方方法は償金を減額するに存する。此減額は獨逸並に英國の希望してゐることであるから、或は償金問題解決の最良策であるかも知れ無い。尤も佛國は無條件の減額

には同意しまし。同國には何等か交換條件を與へる必要がある。勿論幾何減額す可きかは大に研究を要する點である。而して一旦減額したる上は聯合國は未れ以上の減額又は猶豫に對する獨逸の要求は斷然拒絶して、新約定を嚴重に勵行す可きである。賠償年賦金の決定後に聯合國の步調が整は無かつたので、獨逸は益々聲を大にして支拂不能を絶叫したのである。されば減額を行ひたる後に再び聯合國の態度が軟化すれば、償金問題が更に紛糾するに至るかも知れない。

斯くの如く償金問題を解決したる上にて馬克の安定を企つ可きである。國際委員の第一意見書には馬克の安定に對する試みは償金問題を根本的に解決するまでは單に一時的効果を齎し得るに過ぎ無いと論じてゐながら、尙ほ事態が重大であるから、直ちに馬克の安定に對して何等かの手段を採る可きことを慫慂してゐるが、償金問題解決前に馬克の安定を試みるは無益であるのみならず、恐らく不可能であるかも知れない。何故となれば、獨逸自身が馬克の安定を希望してゐないからである。

八 馬克安定策に對する批評

上述の如く國際委員の兩意見書の提示せる豫備條件にては到底馬克の永久的安定を圖ること不可能であるから、此見地より觀れば、馬克相場の安定に對する右兩意見書の提案は效果の無きものと看做さなければならぬのであるが、此際價金問題が上文に暗示したる如き方法にて根本的に解決せられたと假定したる場合に、國際委員の馬克安定策が果して實行し得るものなるや否か、又幾何の效果を擧げ得るかを考へて見やうと思ふ。

先づ兩意見書共に馬克を安定せしむる根本方針として金爲替本位制を採用することを主張してゐる。若し此本位制を用ゆれば、比較的少額の正貨を基礎として爲替相場を維持することが出来るから、此制度は正貨の潤澤ならざる獨逸の通貨の對外價値を安定せしむるには適してゐる。然し此制度を實施するには先づ維持せんと欲する通貨の對外價値の一標準を選定する必要がある。即ち金爲替本位制を實施する際に於ける馬克の對外相場を標準とするか或は夫れ以上の率

を選ぶ可きかを決定せねばならぬ。又現行相場以上の率を選定する場合には幾何の相場を以て標準とす可きか或は斷然戦前の平價まで引上ぐるを得策とするかを研究するを要する。而して假りに現在の相場より著しき高き率を標準として金爲替本位制を施く場合には國內に於て此新標準に依りて發行せる紙幣を以て現在流通せる紙幣と交換する必要を生ずる。

更に又、斷然戦前の平價を標準とせずして、夫れより低き率を以て金爲替本位制を施く場合に、此新相場を永久に維持する豫定なるか或は一旦暫時此相場を維持することを得たる後に更に漸次其率を高め遂に平價に達せんとするを目的とするかを明かにして置かねばならぬ。

然るに第一意見書にては單に國內に於ける馬克の購買力と馬克の對外價值とを標準として金爲替本位制の下に採用す可き馬克の新相場を決定す可しと説く丈けにて、何等具體的の方針を的確に明示してゐない。又、斯くの如く一旦定めたる標準相場を永久に維持す可きものなるか或は事情の許すに従ひて漸次引上ぐる可きものなるかを指示するを怠つてゐる。第二意見書には現在の金貨馬克を廢

止して、其の代りに一磅の四十分の一又は一弗の十分の一に相當する金量を以て新しき、金貨馬克とすることを提案してゐるが、此新金貨馬克の對外價值を平價に定む可きか或は夫れ以下に定む可きものなるかを明言してゐない。第二意見書に署名せる國際委員の意向は新金貨馬克の平價を維持することを主張するに存すると解されないでも無いが、若し然りとすれば、新金貨馬克に對する舊紙幣馬克の關係を詳細に説明す可き筈なるにも拘らず、單に新金貨馬克は計算の標準として、舊紙幣馬克は新金貨馬克を基礎として將來發行する可き新紙幣と交換するゝまでは支拂要具として使用さる可きであると説いてゐるに過ぎない。

次に金爲替本位制の維持資金を補充する爲めに兩意見書共に外債の募集を勸告してゐるが、夫れは不必要であらうと思はれる。獨逸は尙ほ十億金貨馬克に相當する正貨を保有してゐる。獨逸が金貨本位に直ちに歸復するとすれば、是れ丈の正貨準備では不充分であるも、金爲替本位制の維持資金としては充分であらう。若し獨逸が償金を支拂へないにも拘らず、其の支拂を強要するゝとすれば、十億は愚か二十億、三十億金貨馬克の正貨が在るとも、金爲替本位制に依りて馬克の

相場を安定させることは出来ない。若し又價金が獨逸の希望してゐる程度迄、少くとも同國民の満足する點まで減額せらるゝとすれば、金爲替制維持資金として十億金貨馬克は決して少額に失すると言ふを得無い。

以上國際委員の提示せる兩安定策の要點に對する批評を試みたが、要するに兩者共馬克相場安定の根本方針を示すものとしては必ずしも誤れる方案では無い。然しながら、其の内容に就きて觀るに、兩提案は頗る粗漏不徹底のものであつて、用意周到なる研究の成果と認めること不可能である。是れは不得已ことであるとも言ひ得る。國際委員會は昨年十一月二日に開會したのであるが、委員の中の四名は既に七日に其の意見書を作製し、他の三名は翌八日の日付で獨立の意見書を提出してゐる。馬克の安定は目下世界的經濟問題中最も重要なるものゝ一に數へられてゐる。此重大問題に對して六七名の他國人が僅々一週間を超へざる短期間の協議にて成功の望みある解決策を案出することの困難なるは多言を須ひずして明かである。況して其六七名の外國人が國語を異にする四五箇國の代表者なるに於てをやである。

九、政府の態度に對する批評

馬克の安定に關する調査を依頼せられた國際委員の意見は斯くの如く頗る不徹底のものである。否な獨逸政府は最初より國際委員の研究に對して大なる期待を有し居らなかつたのではあるまいか。加之、縱令國際委員會が實行可能の成案を得るとありとしても、伯林政府は之を實施するの意志を有して居つたかは聊か疑問とせざるを得ない。若し獨逸政府が眞摯に馬克安定問題を解決せんと欲したならば、不換紙幣の整理、金爲替本位制の實施等に就き實際上の經驗を有する者及び特に此等の問題に通曉せる學者數名を招聘して綿密なる研究を遂げさす可きであつた。然るに獨逸が招致した國際委員は皆な知名の専門家であつて、一二其道の權威を交へてゐるが、必ずしも一流の人物を網羅してゐない。加之、委員中の一部分は一週間以上伯林に滞在するを得無い人々であつた。委員會の報告が吾人を失望せしめたのは寧ろ當然のことである。

然らば何故に伯林政府は獨逸の通貨及び爲替問題に對して満足なる解決策を

案出するを得るまで同政府の爲めに時間と勢力とを捧げ得る専門家に研究を委ねなかつたのであるか。そは惟ふに人選に時を費す餘裕がなかつた爲めであらう。十一月上旬には賠償委員會が伯林に來りて獨逸財政の實情を調査し同時に償金問題に就きて同國當局者と協議を遂げる筈であつた。伯林政府は財政困難、償金支拂不能、馬克暴落等は獨逸が故意に誘致せしめた現象でなくして國情の齎した自然の結果であることを示す必要があつた。是れが爲めに或は賠償委員會が伯林にて開かるゝ二週間前急遽七名の外國専門家に交渉し、賠償委員會が伯林にて開會中に其専門家を同市に招致して馬克の安定に對する方策を研究せしめたのであらう。如何となれば、少くとも其處置に依りて獨逸政府が誠心誠意を以て馬克の安定を試みんとしてゐることを賠償委員會並に聯合國に知らしめることが出來ると信する人もあつたに違ひないと思はれるからである。

之を要するに馬克安定に對する國際委員會の開催は對聯合國の一政策に過ぎ無いと看做し得ないでもない。而かも獨逸をして斯くの如き小策を弄せしむるに至つたのは同國よりも寧ろ聯合國の罪である。其禍根は巴里媾和條約に胚胎

してゐる。此條約は最早今日根本的に修正すること不可能である。然しながら、獨逸の償金問題を合理的に解決して其缺點の一部を矯正するは必ずしも絶望で無い。吾人は其解決が一日も速かに圓滿に行はれんことを希望して止まざるものである。

